

# クオーレ訪問看護ステーション

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 法人 クオーレ合同会社が開設するクオーレ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「指定訪問看護等」という。)の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医の医師が在宅医療での訪問看護の必要を認めた、要介護状態（又は要支援状態）にある利用者に対し、ステーションの看護職員その他の従業員（以下「看護職員等」という。）が、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、利用者の自己決定を尊重し住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるよう、対話を大切にした利用者に合わせた支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称：クオーレ訪問看護ステーション
- 所在地：埼玉県深谷市上柴町東 5丁目4番地11

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- ① 管理者1名（看護職員と兼務）管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護等の提供に当たる。
- ② 看護職員等（保健師、看護師又は准看護師）2.5名以上  
なお、看護職員等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日：月曜日から土曜日までとする。  
(ただし、祝祭日と12月29日から1月3日までを除く。)

- 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 ステーションは、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、状況に応じて対応する。

3 緊急時は、主治医の指示の元、24時間対応可能とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 体温・脈拍・血圧等バイタルサインのチェック
- ② 病状・障害の観察
- ③ 清潔面や栄養状態等を観察と必要に応じた日常生活の援助や指導
- ④ 通院・利用施設等通所の状況や処方薬の確認
- ⑤ 内服薬の確認と残薬等飲み忘れチェック
- ⑥ 運動等のリハビリテーション
- ⑦ 精神科領域に関わる訪問看護業務
- ⑧ 精神科領域疾患者及びご家族の看護・支援
- ⑨ 療養生活や日常生活上での助言や指導
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合証に記載された割合額とする。

2 次条に定める、通常の事業の実施地域にて行う指定訪問看護等に要した交通費は徴収しない。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等の交通費については、地域外から訪問先までを要したKmあたり20円+税を実費徴収する。

4 死後の処置料は、10,000円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、深谷市、熊谷市、寄居町、小川町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者

の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害 賠償を速やかに行うものとする。

4 ステーションは、事故の発生又は再発防止に向けた指針を定めるものとする。

5 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について、再発防止に向け、しかるべき対策を講ずることとする。

(職員の研修計画)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 採用時研修：採用後1ヶ月以内に1回
- 繼続研修：年1回

(個人情報の保護)

第11条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、在職中はもとより、退職後も漏えいしてはならない旨を、雇用契約時の契約内容に含むものとする。

3 看護職員等が得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又ご家族や代理人の了解を得るものとする。

(暴力団の排除に関する事項)

第12条 ステーションは、暴力団排除条例にもとづき、すべての事務又は事業において暴力団を利すこととなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションの事業者及び管理者は、暴力団員等ではないこととする。
- 3 ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る
  - ② 虐待防止のための指針を整備する
  - ③ 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施する
  - ④ 前3号に掲げる措置を実施するための担当者を置く
  - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは指定訪問看護等の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 ステーションは、事業に関する記録を整備し、指定訪問看護の提供が完結した日から2年間保存するものとする。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はクオーレ合同会社代表社員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和5年9月1日から施行する。